

報告第15号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和8年9月18日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和8年8月31日

瀬戸内市長 黒石 健太郎

損害賠償の額を定め和解することについて

道路管理の瑕疵に起因した事故について、次のとおり賠償額を定め、和解するものとする。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故の相手方 | |
| | 住 所 | 岡山市東区 |
| | 氏 名 | [REDACTED] |
| | | |
| 2 | 事故の概要 | 令和8年7月23日（木）午前5時頃、瀬戸内市邑久町北島1212-3付近で、当事者が自転車で当該道路を走行中、道路上の穴に後輪タイヤが嵌り、同タイヤがパンクする損害事故が発生した。 |
| | | |
| 3 | 和解の要旨 | 瀬戸内市は、損害賠償金として、53,130円を相手方に支払う。 |